

令和7年度東京都児童相談体制等検討部会 第1回

＜議事要旨＞

1 会議概要

（1）開催日時

令和7年10月10日（金）午前10時00分から12時00分

（2）開催方法

対面開催

2 議事

（1）業務の標準化

① ワーキンググループの取組状況

資料P3をもとに、事務局よりワーキンググループの開催状況について報告。

② ワーキンググループの議論の概要

ア ケース移管等の検討

資料P4-7をもとに、事務局よりケース移管等の検討結果について報告。

【主な意見】

- ・ 移管を速やかに行うことは、引継ぎ自体を迅速に行うということだが、移管元児相の指導方針等が明確に定まっていない場合、移管を受ける側としては、援助内容や保護者への指導等を十分整理してもらった上で、移管を受けたいケースもある。その点に関しワーキンググループで議論があったか。移管の事前協議等で、指導内容等整理すべき点は双方確認した上で、速やかな移管を目指すという方向性でよいか。
→（事務局回答）ご意見のとおり。
- ・ 大前提として、1か月以内に移管を行うという全国ルールを遵守する。その期間内で対応すべき事を行い、迅速な移管を目指す、という議論がワーキンググループでもなされた。
- ・ 転居を繰り返すケースの場合は、個別ケース検討会議等で情報共有や指導内容の共有を図ることが重要であり、共有ガイドライン等への記載を検討してほしい。
- ・ 移管の際の個別ケース検討会議の重要性について、どのようなケースであれば実施したほうがよい等、ワーキンググループで議論があったか。
→（事務局回答）転居を繰り返すケースは情報共有が重要であり、個別ケース検討会議等を活用するという意見があった。ワーキンググループの議論のまとめ（参考資料1）P8に、個別ケース検討会議を実施する場合や留意事項を記載している。
- イ 東京ルールの運用状況の検証・見直し
資料P8-12をもとに、事務局より東京ルールの運用状況の検証・見直しについて

て報告した。

【主な意見】

- ・ ワーキンググループの議論のまとめ（参考資料1）P19の児相から子家への児童移送の協力に関する事項について、一時保護の権限や措置権のない子家が児童移送の協力をした場合、子家の対応について法的根拠を問われる等、厳しい追及を受けることがあり、権限がない中で対応は困難として断っている。緊急性が高く必要性があれば協力するが、その際は区の判断ではなく、対応に必要性があり、児相が子家へ児童移送の依頼をしたという、同じ緊急性・必要性の認識を共有しているという前提が必要である。
- ・ 一時保護決定後の児童移送は基本的に児相の責任で対応する。一方、一時保護決定前ににおいて一時保護の判断ができない場合には、子供の現在地と児相が離れていたり、時間的猶予がない場合に、区市町村に移送の協力をいただき子供と面接後、一時保護を決定することもある。最終的には個別のケースや各自治体の状況等も踏まえ対応するとして、「自治体の判断」と記載した。また、子供にとっては何が一番いいのかという観点も踏まえ「子供の状況を第一に」と記載し、整理された内容である。
- ・ 移送の過程は一時保護ではなく、子供を連れてきて直接話を聞き、協議の上で一時保護決定をするのが、児相の基本的考え方かと思う。警察の身柄通告も同様で、身柄通告イコール一時保護ではない。ただ、最終的に一時保護になるとそのプロセスに関与するため、その点の懸念と感じるが、子供の心身への負担等、子家に移送してもらう事が子供にとってより良い場合に、協力のお願いができる余地は残していただきたい。

→（事務局回答）今子供と同席している職員に対応を依頼しないと、一時保護の可能性がある子供の安全を確保できない場面等、子家・児相間で協議し、対応可能な範囲で協力を依頼することはある。子供の安全を守らなければいけない職に携わる我々が、それに対応することについて法で問われるとしても、児相との協議の内容を記録に残した上で対応することが重要である。

- ・ 子家は児相からの協力依頼を受け子供を移送した認識だったが、児相は違ったという、認識の齟齬が生じると困るという話である。協力依頼等の形で対応すれば、お互いに共通認識に基づいた対応ができる。連絡調整の際に協力依頼である旨伝え検討してもらう等はどうか。
- ・ 子家の児童移送の根拠については、子供が何らかの形で、保護を求めたりSOSを出している状況で、それが実施できる機関、つまり児相へ相談に行こうと子供に案内するのは、子家として対応可能な業務内容と考える。嫌がる子供を強制的に連れていくのは難しいが、保護を求める状況にあるなら、そういう権限・設備を持つ児相に一緒に行って、話をしてみようかという形で案内するのは自然な流れではないか。

→（事務局より）東京ルール・共有ガイドライン改定に当たり今後意見照会を実施予定であるため、ご意見を踏まえ改定案を検討したい。

③ 業務の標準化の取組に係る今後のスケジュール

資料 P13 をもとに、事務局より業務の標準化の取組に係る今後のスケジュールについて報告。

【主な意見】

特段意見無し

(2) 個別ケースに係る専門性向上

① 専門相談窓口の設置について

資料 P15-18 をもとに、事務局より専門相談窓口の設置について報告。

【主な意見】

- ・ 子家が相談をする場合、回答までの期間はどのくらいの想定か。
→ (事務局回答) 内容によっては即日の対応が難しい場合も想定されるが、1週間や1か月といった長期間かかるることは想定しておらず、基本的には速やかに対応する。細かなルール等を整理の上、令和8年1月からの試行運用開始を考えている。相談内容や相談件数等も運用開始後に検証する必要がある。今年度の試行期間の結果を踏まえ、来年4月から本格運用開始予定。
- ・ 想定される相談内容に不登校児があるが、不登校相談は、学校など教育分野での相談対応でも改善されなかった場合、特効薬がないケースが多い印象であり、苦慮している保護者も多い。例えば、信頼できる支援団体等があれば紹介いただける体制があると良いと思う。今後検討してほしい。
→ (事務局回答) 先々のことを考え助言が欲しいといったニーズのある自治体もあると感じている。ご意見を踏まえ、つなぎの視点も持ちながら、相談に応じられるようしたい。

② ケアニーズの高い児童への専門的な支援

資料 P19 をもとに、事務局よりケアニーズの高い児童への専門的な支援について報告した。

【主な意見】

特段の意見無し

(3) 人材育成の共同推進

① 合同研修の実施状況

資料 P21 をもとに、事務局より合同研修の実施状況について報告。

【主な意見】

- ・ 一時保護所の職員に対しても、一時保護所の現場で起きる様々な対応についてグループワークを用いた「児童支援スキルアップ研修」を実施。保護所職員にとって有意義であり、区児相の保護所職員にも参加いただき、保護所職員同士の横の交流や、お互いの保護所を理解するというメリットにつなげたい。上記研修についてもぜひ区児相職員

にも参加可能となるような仕組みを考えてもらいたい。

→（事務局回答）次年度検討したい。

② 令和8年度の人事交流について

資料P22-23をもとに、事務局より令和8年度の人事交流について報告。

③ 人材育成及び人事交流に係る中長期的な課題

資料P24-25をもとに、事務局より人材育成及び人事交流に係る中長期的な課題について報告。

【主な意見】

- 都区職員が混ざって時間外での自主的な勉強会を開く等、そうした取組を後押しできる何かがあるといい。業務時間外に集まって実施している勉強会等に関する情報共有や、その支援ができるとよい。
- 都区相互の人事交流はぜひ進めていきたいが、都児相側は送り出したい人材像はあるのか。

→（事務局回答）令和8年度は児童福祉司から実施していきたい。例えば、3年程度経験を積みSVの立場になる手前で、地域を知ってもらう等が理想像。逆に、相互の場合はある程度職員の経験年数を合わせる方がよいと思う。例えば子家で3年程度従事経験があり、児相派遣後は子家センに戻り、そこでSVや都と区市町村の連携に引き続き従事していただくようなことが理想とかと考える。

- 基礎自治体の事業は、障害や母子保健等、児相では経験できない分野もあるため、こうした関連分野に関われるような研修もあり得るのかと思う。子家職員として2年間ケースを担当するパターンもあるとは思うが、様々な部署を一定期間ずつ経験させていただくことも、相談できるとよいのでは。

→（事務局回答）今後検討予定の都児相から子家への短期間の実習においても、ご意見のあった点は検討したい。協力いただける区市町村と調整等を始めたい。

- 子家への派遣は一つの方法だが、自治体によっては、子家とは別に各地域で子育て相談を担う部署がある場合もあり、子家よりも地域の難しさや実情を知る機会が多くあるのではないかという話もあり、今後の参考にしてほしい。

→（事務局回答）派遣先においてどのような部署で従事するかについては、意向がある自治体と個別に話し合っていきたい。

（4）その他

→（事務局より）本日いただいたご意見を踏まえ、10月17日開催予定の児童相談等検討会への報告を行う。